

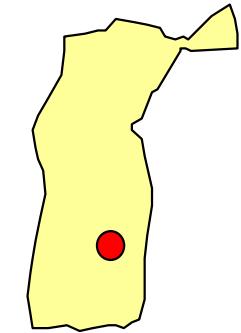
# 海老名都市計画公園（大谷杉久保近隣公園） の決定について【諮問】

令和 6 年 11 月 29 日(金)

令和 6 年度第 3 回都市計画審議会

# 1 都市計画の概要 [海老名都市計画公園（大谷杉久保近隣公園）]

## 案内図・位置図



# 1 都市計画の概要 [海老名都市計画公園（大谷杉久保近隣公園）]

海老名都市計画公園の変更（海老名市決定）

都市計画公園に3・3・6号大谷杉久保近隣公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・3・6	大谷杉久保 近隣公園	海老名市大谷南五丁目 及び杉久保北三丁目	約 2.3ha	多目的広場等



# 1 都市計画の概要 [海老名都市計画公園（大谷杉久保近隣公園）]

## 理由書

大谷杉久保近隣公園は、「海老名市都市マスタープラン」の都市施設の整備・改善方針及び「海老名市緑の基本計画」において、地区の拠点となる公園、また、防災機能の向上を図る近隣公園として位置付けています。

これらの位置付けのもと主として近隣に居住する者の利用に供しながら、地域の防災機能を強化等を図るため、本案のとおり3・3・6号大谷杉久保近隣公園を新たに追加するものです。

## 都市計画を定める土地の区域

### 1 追加する部分

海老名市大谷南五丁目及び杉久保北三丁目地内

### 2 削除する部分 なし

### 3 変更する部分 なし

## 2 都市計画説明会及び法定縦覧結果

### (1) 都市計画説明会

日 時： 令和6年9月8日（日）10時30分から11時35分まで

場 所： 海老名市役所4階 401会議室

出席状況： 7名（市内6名、市外1名）

説明内容： 海老名都市計画公園の変更について

結 果： 都市計画（案）に対する反対意見はなし

その他の他： 大谷杉久保近隣公園の計画について質疑・意見等あり

### (2) 法定縦覧

日 時： 令和6年10月21日から11月5日まで

場 所： 海老名市役所4階 都市計画課

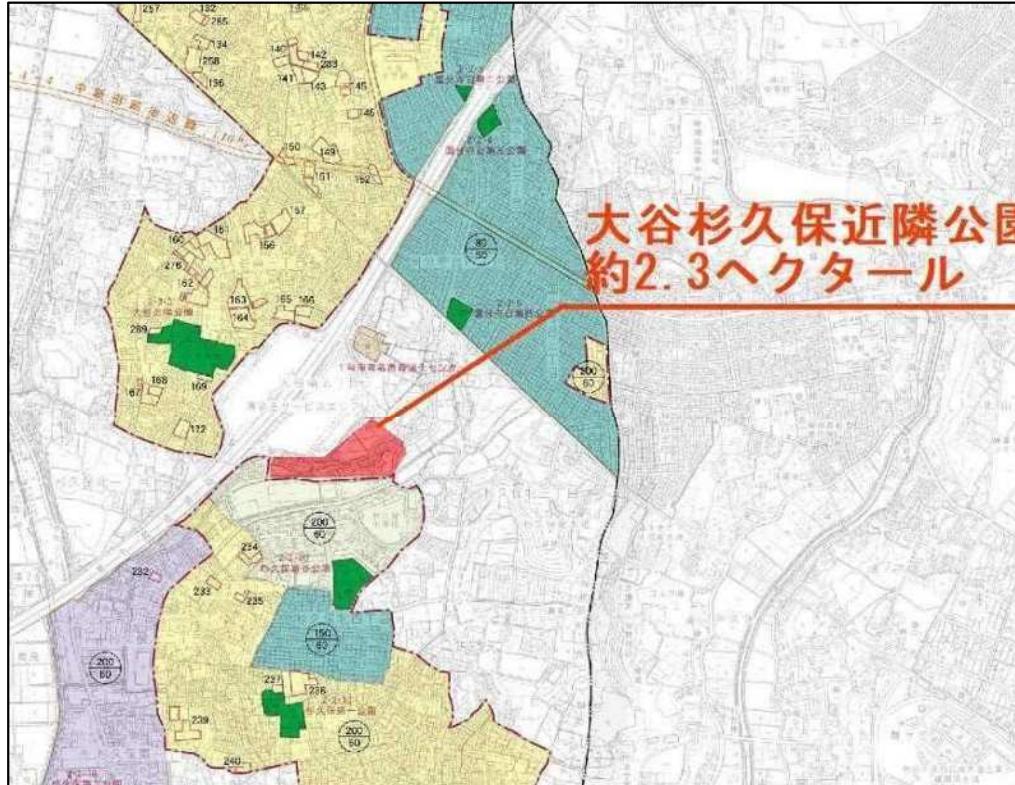
縦覧結果： 窓口閲覧 3名（意見書 1名）

意見書の詳細及び都市計画決定権者の見解は、  
別紙のとおり

### 3 これまでの経過と今後のスケジュール

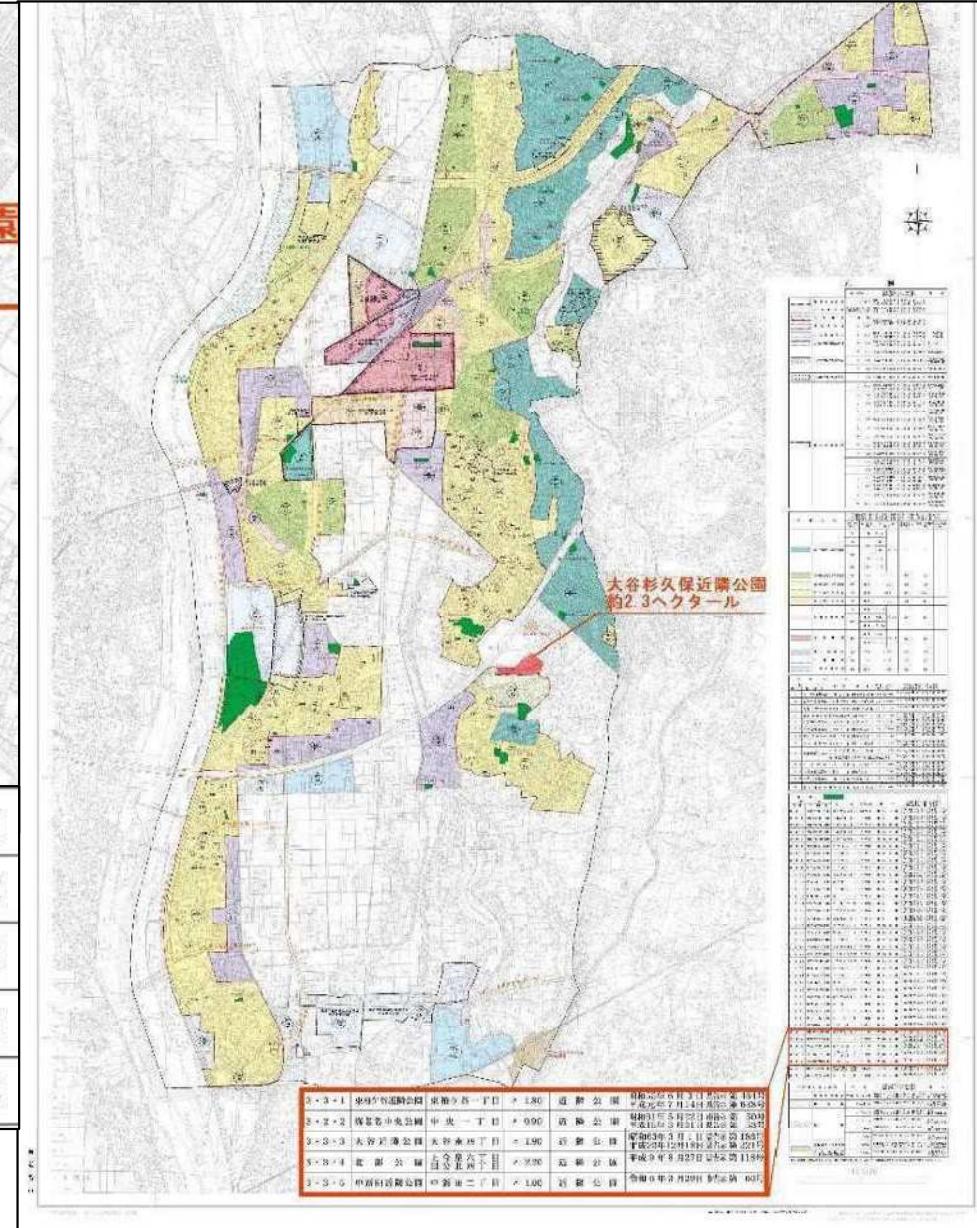
令和6年4月～	関係機関との事前相談
令和6年8月23日	海老名市都市計画審議会（報告）
令和6年9月8日	都市計画説明会
令和6年9月20日 ～10月9日	神奈川県との法定協議
令和6年10月21日 ～11月5日	法定縦覧
令和6年11月29日	海老名市都市計画審議会（諮問）
令和6年12月中旬	海老名都市計画公園の変更（新規追加）
令和7年4月以降	整備事業の着手（事業用地の取得）

# 総括図 [海老名都市計画公園（大谷杉久保近隣公園）]



3・3・1	東柏ヶ谷近隣公園	東柏ヶ谷一丁目	〃 1.80	近隣公園
3・2・2	海老名中央公園	中央一丁目	〃 0.90	近隣公園
3・3・3	大谷近隣公園	大谷南四丁目	〃 1.90	近隣公園
3・3・4	北部公園	上今泉六丁目 国分北四丁目	〃 2.20	近隣公園
3・3・5	中新田近隣公園	中新田二丁目	〃 1.00	近隣公園

3・3・6 大谷杉久保近隣公園 大谷南五丁目  
杉久保北三丁目 〃 2.30 近隣公園



# 海老名都市計画生産緑地地区の変更について

## 【諮詢】

令和6年11月29日（金）  
都市計画審議会

# 生産緑地地区の制度について

---

## □生産緑地地区とは

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500m<sup>2</sup>以上<sup>\*1</sup>の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図るものです。

(都市計画法第8条に規定する「地域地区」の一つです。)

※ 1 市が条例を定めることで、面積要件を300m<sup>2</sup>まで引き下げることが可能です。

本市では、平成30年12月18日に条例を制定し、面積要件を300m<sup>2</sup>に引き下げています。

## □生産緑地に指定された場合

---

### ◆行為の制限と課税の軽減措置

原則、建築物の建築、宅地の造成等が禁止（地区内での行為が制限されます。）

ただし、市街化区域内農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられます。

### ◆生産緑地の指定解除

原則、生産緑地地区の指定解除はできません。

次に該当した場合に、指定の解除が可能となります。

○公共施設の用に供された場合

○買取りの申出に伴い、行為の制限が解除された場合

# 生産緑地地区の都市計画変更手続きの流れ

## 生産緑地地区の都市計画決定（海老名市）

- 生産緑地法第3条第1項  
・500m<sup>2</sup>以上<sup>\*1</sup>の一団の農地等  
・公共施設等の敷地として適する  
・農林漁業の継続が可能 等

海老名市生産緑地地区の区域の規模に関する条例  
面積要件▶300m<sup>2</sup>以上に引き下げ済  
海老名市生産緑地地区指定基準

\*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300m<sup>2</sup>まで引き下げる  
ことが可能。

## 建築等の行為制限<sup>\*2</sup>農地等としての管理

\*2 温室や農業用倉庫に加え、直売所や農家レストランの設置も可能

- ・主たる従事者の死亡等  
・指定後30年経過<sup>\*3</sup>

\*3 特定生産緑地に指定されている場合は当該指定から10年経過

### 買取申出

#### 買い取る旨の通知

#### 買い取らない旨の通知

#### 農林漁業希望者へのあっせん

営農の継続

法律の目的に沿った  
適切な管理

農地等として生産  
緑地の管理

不調の場合  
行為制限解除



<生産緑地地区の例>

## <税制措置>

- 固定資産税が農地課税（生産緑地以外は宅地並み課税）
- 相続税の納税猶予制度が適用（生産緑地以外は適用なし）※特定生産緑地指定されない場合等は適用なし

# 生産緑地地区の現況と都市計画変更の概要

## □生産緑地地区の現況（市内全体）

(1)	都市計画	当初決定 平成4年11月13日 最終変更 令和5年12月21日
(2)	面 積	約23.5ha
(3)	箇 所 数	186箇所

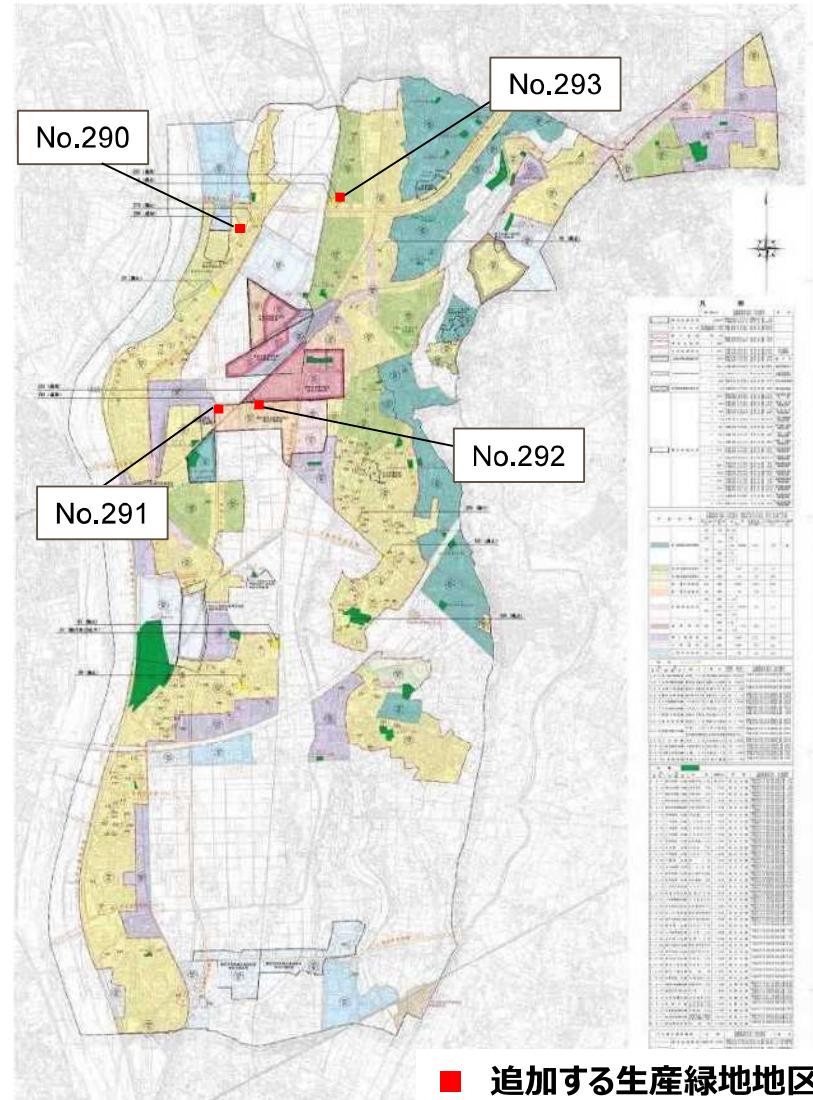
## □都市計画の変更概要

内容	変更理由	変更箇所数
廃止	制限解除により廃止を行う生産緑地地区 (主たる従事者の死亡等によるもの)	計7箇所 (約▲9,250m <sup>2</sup> )
廃止	制限解除により廃止を行う生産緑地地区 (生産緑地指定から30年経過したもの)	1箇所 (約▲2,600m <sup>2</sup> )
縮小	制限解除により縮小を行う生産緑地地区 [生産緑地地区の一部を解除] (生産緑地指定から30年経過したもの)	1箇所 (約▲350m <sup>2</sup> )
縮小	制限解除により縮小を行う生産緑地地区 (主たる従事者の死亡等によるもの)	1箇所 (約▲1,420m <sup>2</sup> )
新規	生産緑地地区として <u>追加指定</u>	計4箇所 (約3,640m <sup>2</sup> )
拡大	都市計画決定者の判断による <u>拡大</u>	1箇所 (約30m <sup>2</sup> )

※同一地区で区域の縮小及び区域の拡大を行っている箇所あり

# 新たに指定する生産緑地地区について

	地番 生産 緑	場所	変更理由
追加指定	290	一丁目 今泉	火災の延焼防止機能を有するなど、災害対策の観点から効果が認められるため、指定
	291	字河相原澤口	街区公園に準じる緑地効果が期待できるなど、良好な生活環境の確保に効用が認められるため、指定
	292	字八河原町	火災の延焼防止機能を有するなど、災害対策の観点から効果が認められるため、指定
	293	二丁目 上今泉	災害対策の観点の効果と、緑地効果の観点から効用が認められるため、指定



# 新たに指定する生産緑地地区について (No.290)



No.290



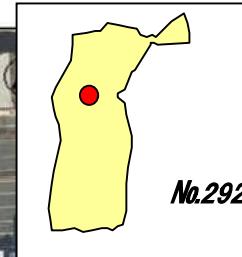
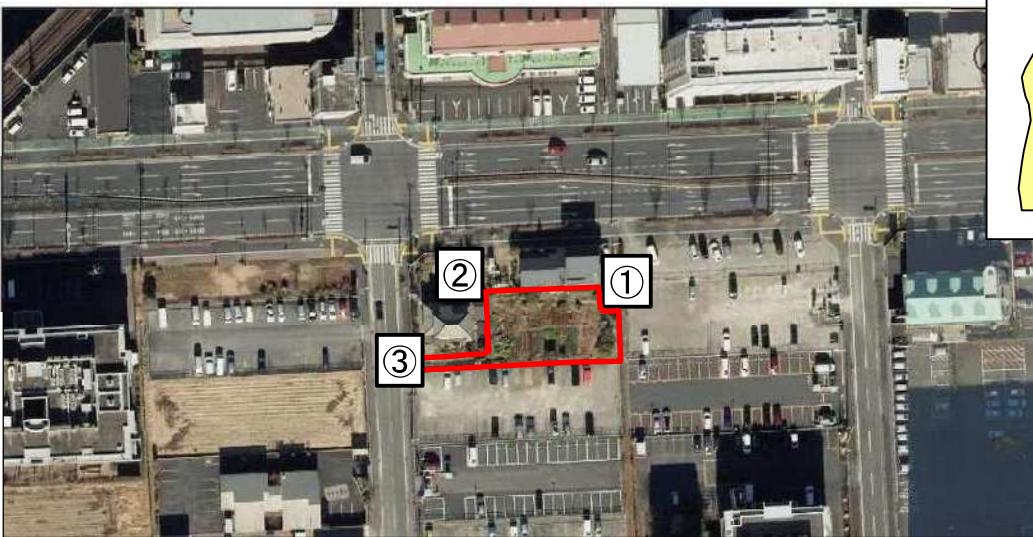
農地等の所在地:  
下今泉一丁目1080番1  
指定面積:890.00m<sup>2</sup>



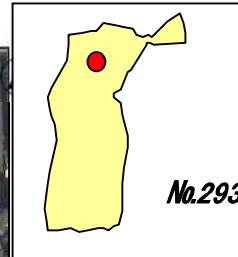
# 新たに指定する生産緑地地区について (No.291)



# 新たに指定する生産緑地地区について (No.292)



# 新たに指定する生産緑地地区について (No.293)



# 新旧対照表と今後のスケジュール

## □新旧対照表

新旧の別	面積	箇所数
新	約22.5ha	<u>182</u>
旧	約23.5ha	<u>186</u>
増 減	△1.0ha	△4

## □今後のスケジュール（都市計画の変更）

日程	内容
令和6年9月13日から10月2日まで	県法定協議（県から「異存なし」の旨回答）
10月21日から11月5日まで	都市計画案の縦覧（縦覧者0名、意見書0通）
11月29日	海老名市都市計画審議会（諮詢）
12月中旬	都市計画変更告示予定 ※都市計画審議会の答申により前後します。

## 資料 2-2

# 海老名都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）

## 都市計画図書一式

### 法定図書

海老名都市計画生産緑地地区の変更（海老名市決定）	p2
理由書	p3
新旧対照表	p4
都市計画を定める土地の区域	p5
総括図	p6
計画図	p7～13
公図写し	p14～19

## 海老名都市計画生産緑地地区の変更（海老名市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約22.5ha	<p>上今泉二丁目地内において、箇所番号8の区域を廃止、箇所番号293の区域を追加</p> <p>上郷一丁目地内において、箇所番号23の区域を廃止</p> <p>国分北二丁目地内において、箇所番号55の区域を廃止</p> <p>今里一丁目地内において、箇所番号81の区域を縮小及び拡大、箇所番号82の区域を廃止</p> <p>今里三丁目地内において、箇所番号88の区域を廃止</p> <p>大谷北四丁目地内において、箇所番号150の区域を廃止</p> <p>大谷南四丁目地内において、箇所番号168の区域を廃止</p> <p>大谷北三丁目地内において、箇所番号258の区域を縮小</p> <p>下今泉一丁目地内において、箇所番号273の区域を廃止、箇所番号290の区域を追加</p> <p>河原口六丁目地内において、箇所番号291の区域を追加</p> <p>中央四丁目地内において、箇所番号292の区域を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

箇所番号 8、55、82、88、150 及び 273 については、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を廃止する。

箇所番号 23 については、申出基準日以後にその一部について生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除された。残る部分のみでは区域の規模に関する条件に適わない。これらのことから、区域を廃止する。

箇所番号 81 については、その一部について当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を縮小する。また、残る生産緑地に隣接する土地について、その保全を行うことにより、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、区域を拡大する。

箇所番号 168 については、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が故障したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を廃止する。

箇所番号 258 については、申出基準日以後にその一部について生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を縮小する。

箇所番号 290 及び 292 については、火災の延焼防止等の防災または減災の効果が認められるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、生産緑地地区に追加する。

箇所番号 291 については、街区公園に準じる緑地効果が期待できるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、生産緑地地区に追加する。

箇所番号 293 については、火災の延焼防止等の防災または減災の効果が認められ、かつ、街区公園に準じる緑地効果が期待できるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、生産緑地地区に追加する。

以上、14 箇所において、本案のとおり変更する。

新旧対照表

新旧の別	面積	箇所数
新	約22.5ha	<u>182</u>
旧	約23.5ha	<u>186</u>
増 減	△1.0ha	△4

## 都市計画を定める土地の区域

### 1 追加する部分

海老名市河原口六丁目及び中央四丁目地内

### 2 削除する部分

なし

### 3 変更する部分

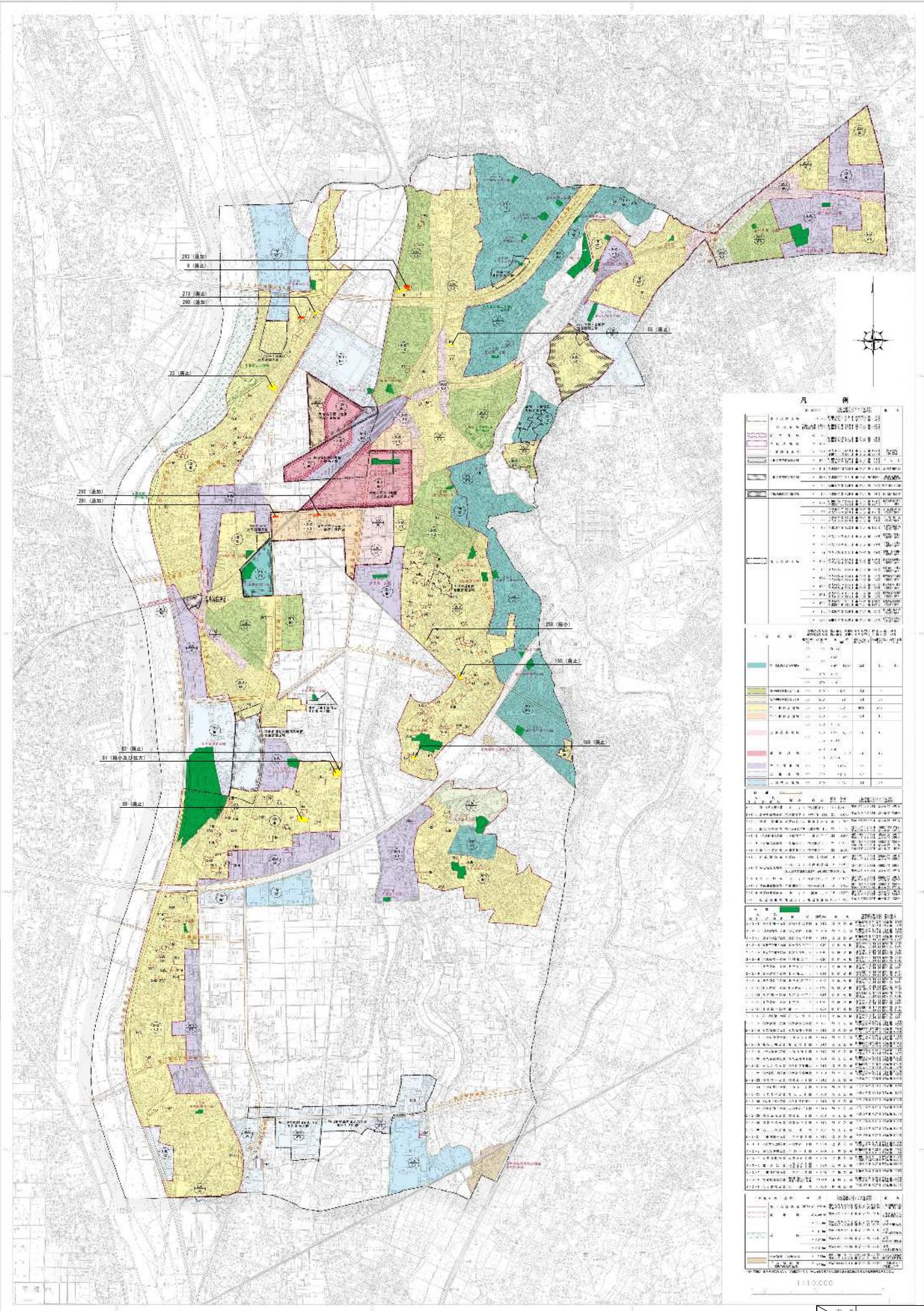
海老名市国分北二丁目、大谷南四丁目、大谷北三丁目、大谷北四丁目、上郷一  
丁目、下今泉一丁目、上今泉二丁目、今里一丁目及び今里三丁目地内



# 海老名市都市計画図

1:10,000 地形図

令和6年7月



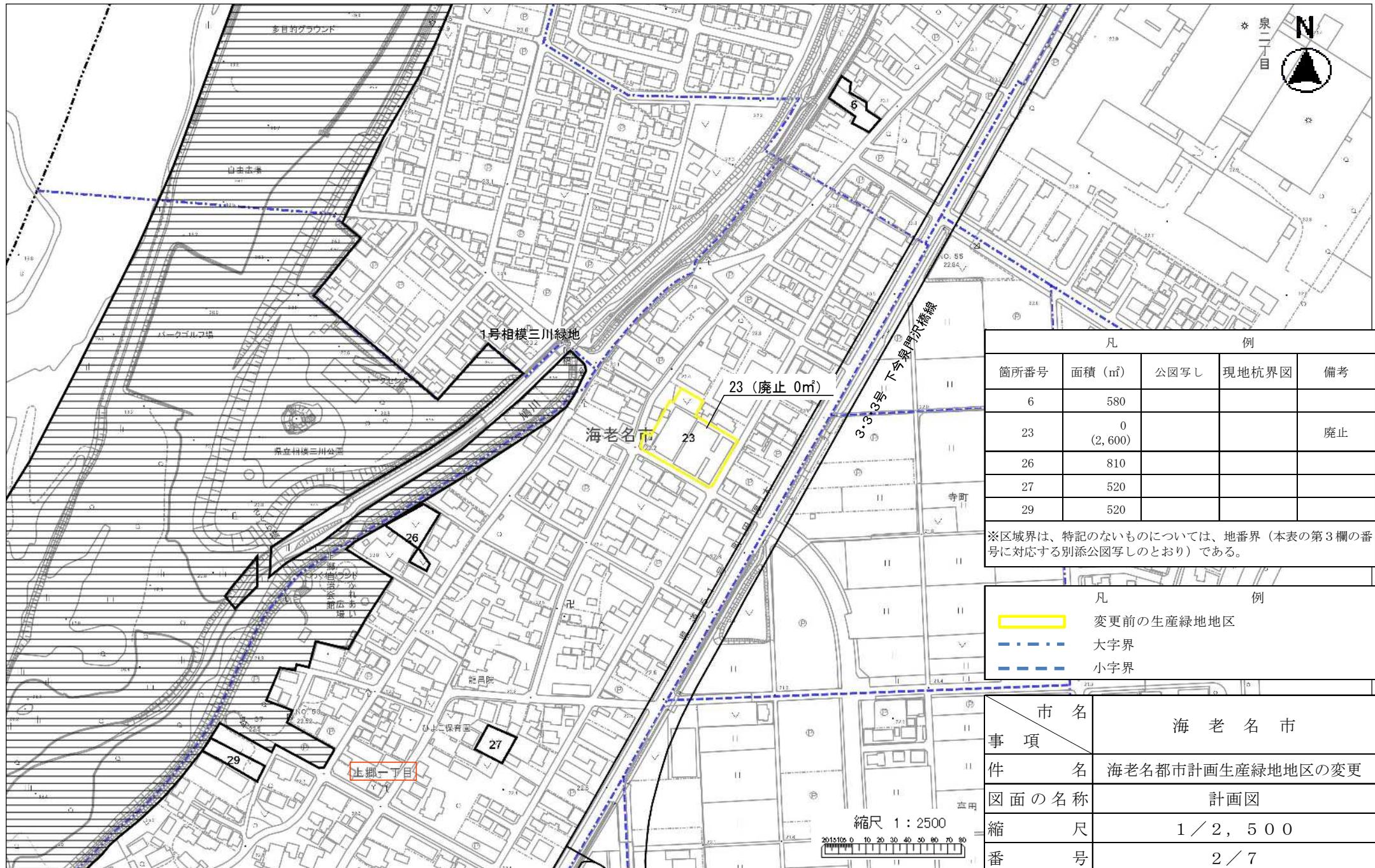


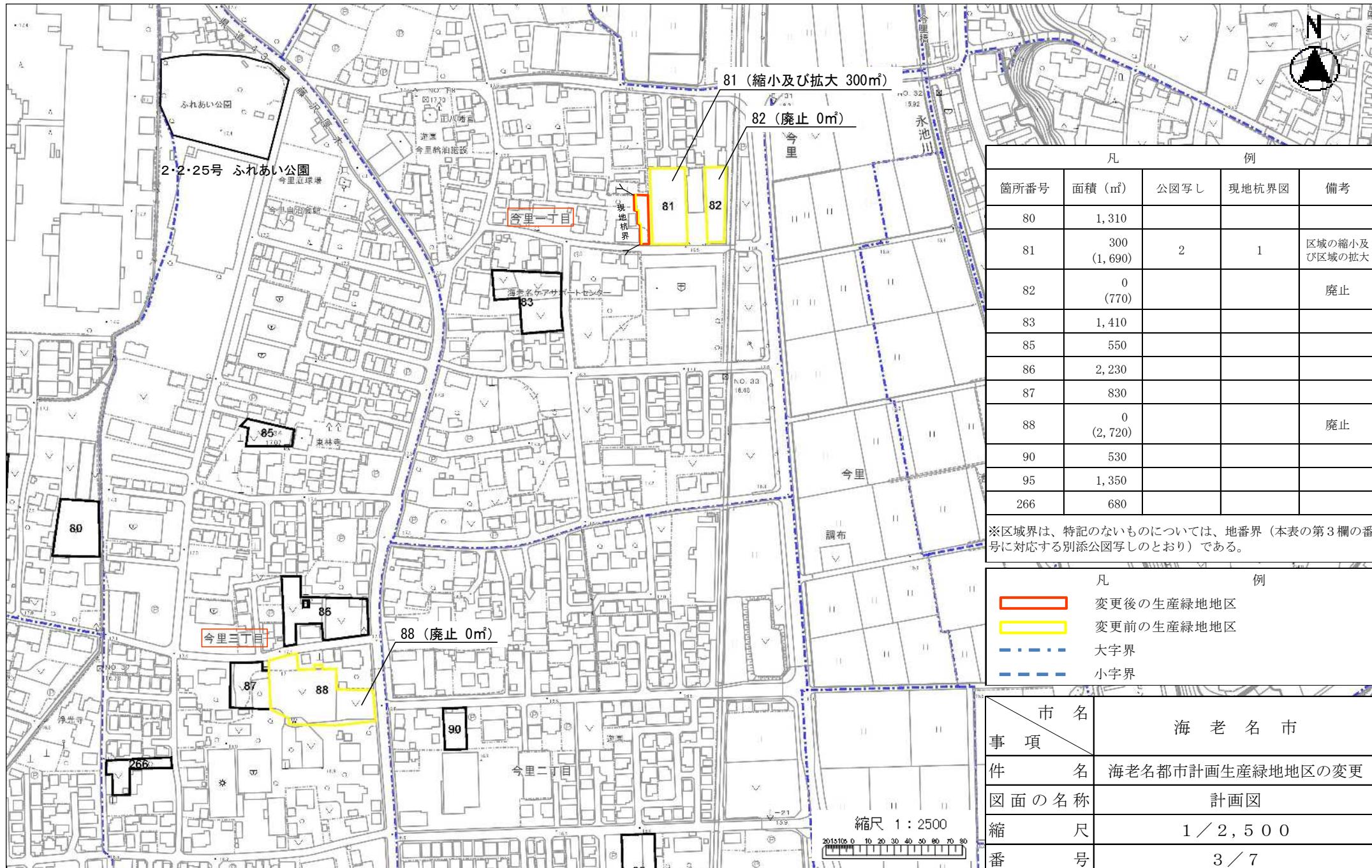
凡 例				
箇所番号	面積 (m <sup>2</sup> )	公図写し	現地杭界図	備考
8	0 (2,530)			廃止
9	809			
10	590			
55	0 (700)			廃止
293	1,360 (0)	1		追加

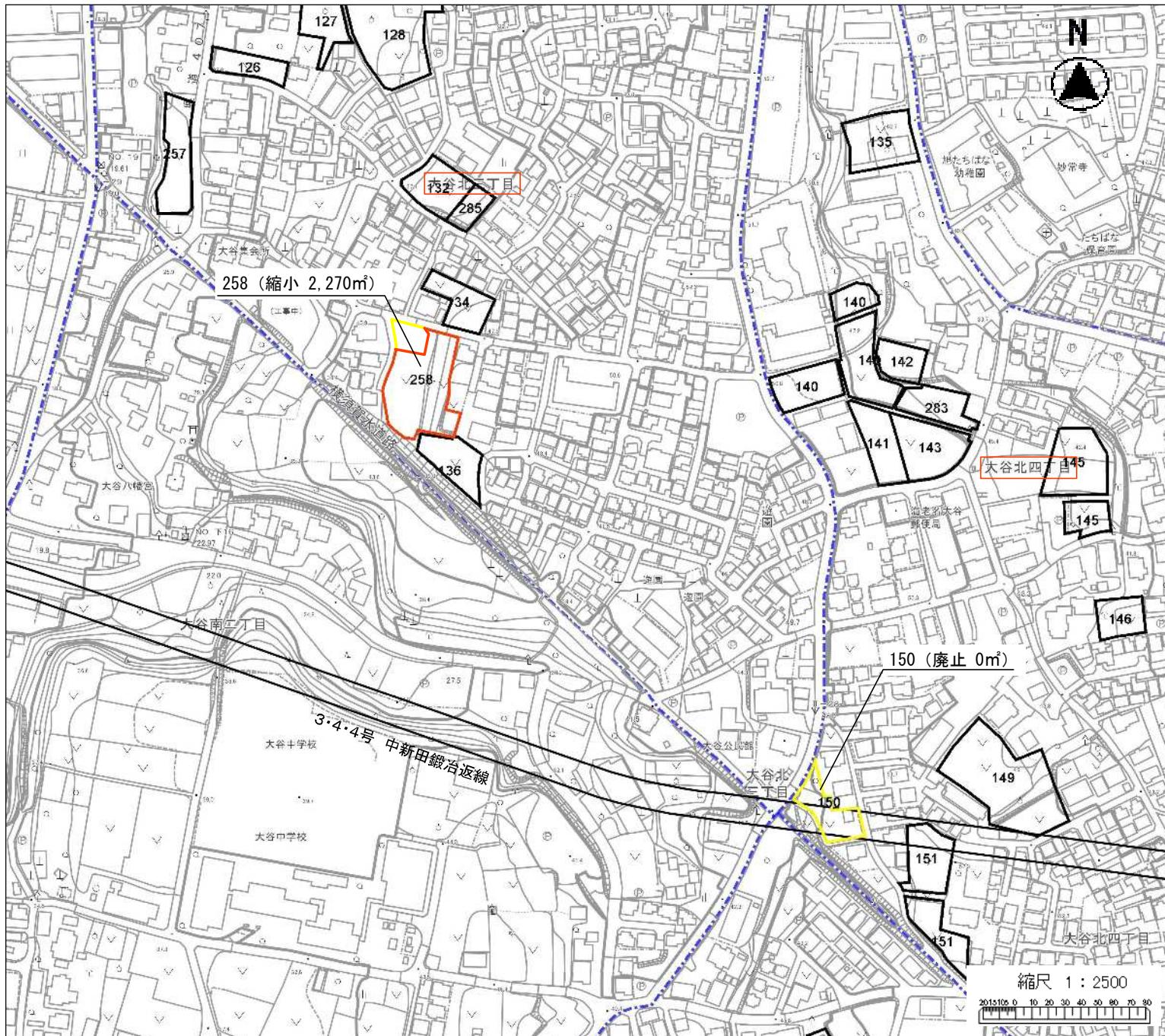
※区域界は、特記のないものについては、地番界（本表の第3欄の番号に対応する別添公図写し）である。

凡 例	
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	変更後の生産緑地地区
<span style="border: 2px solid yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	変更前の生産緑地地区
<span style="border-top: 2px dashed blue; border-bottom: 2px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	大字界
<span style="border-top: 2px dashed blue; border-bottom: 2px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	小字界

市 名	海 老 名 市
事 項	
件 名	海老名都市計画生産緑地地区の変更
図面の名称	計画図
縮 尺	1 / 2, 500
番 号	1 / 7
作成年月日	令和6年 月 日





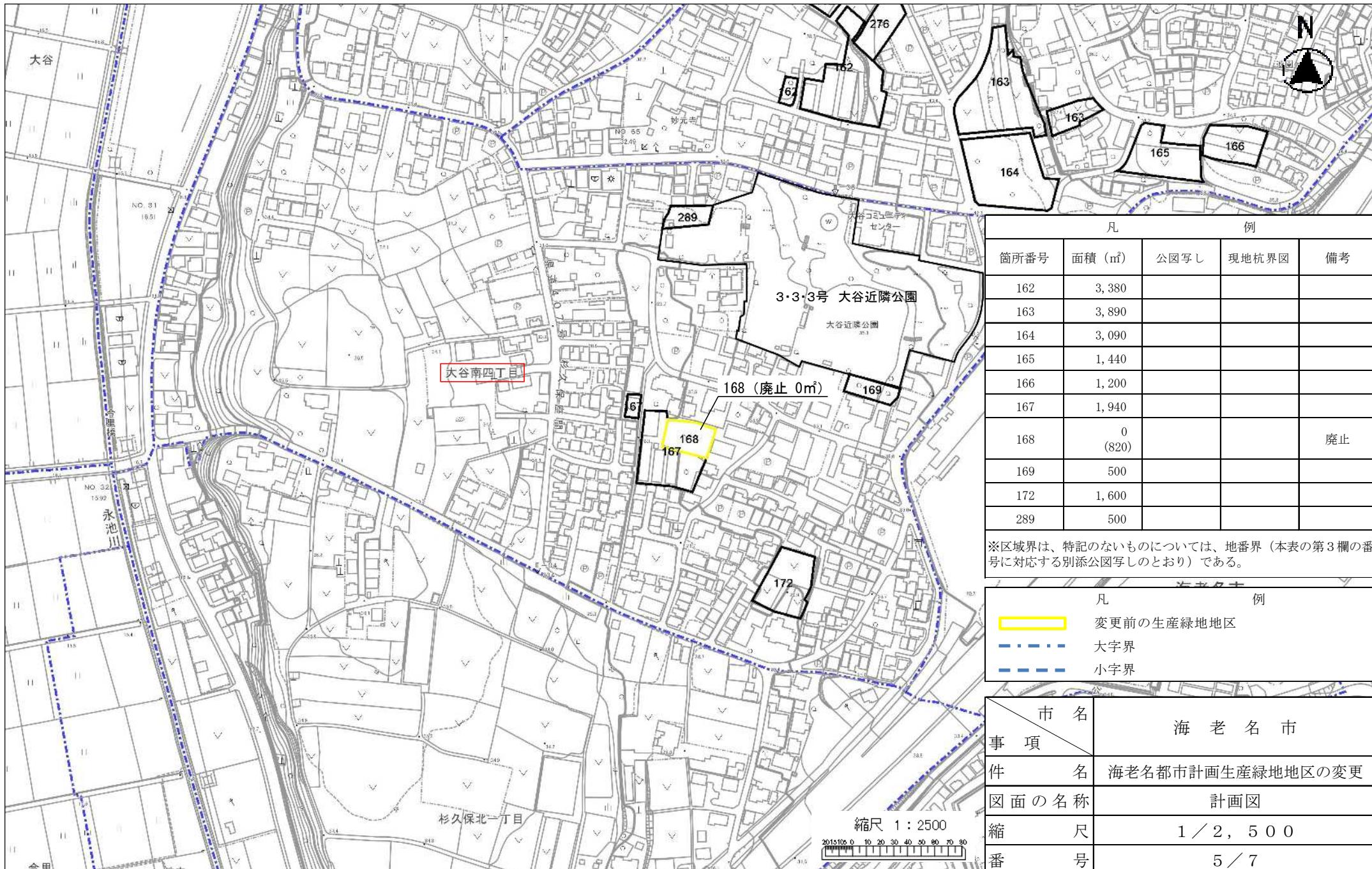


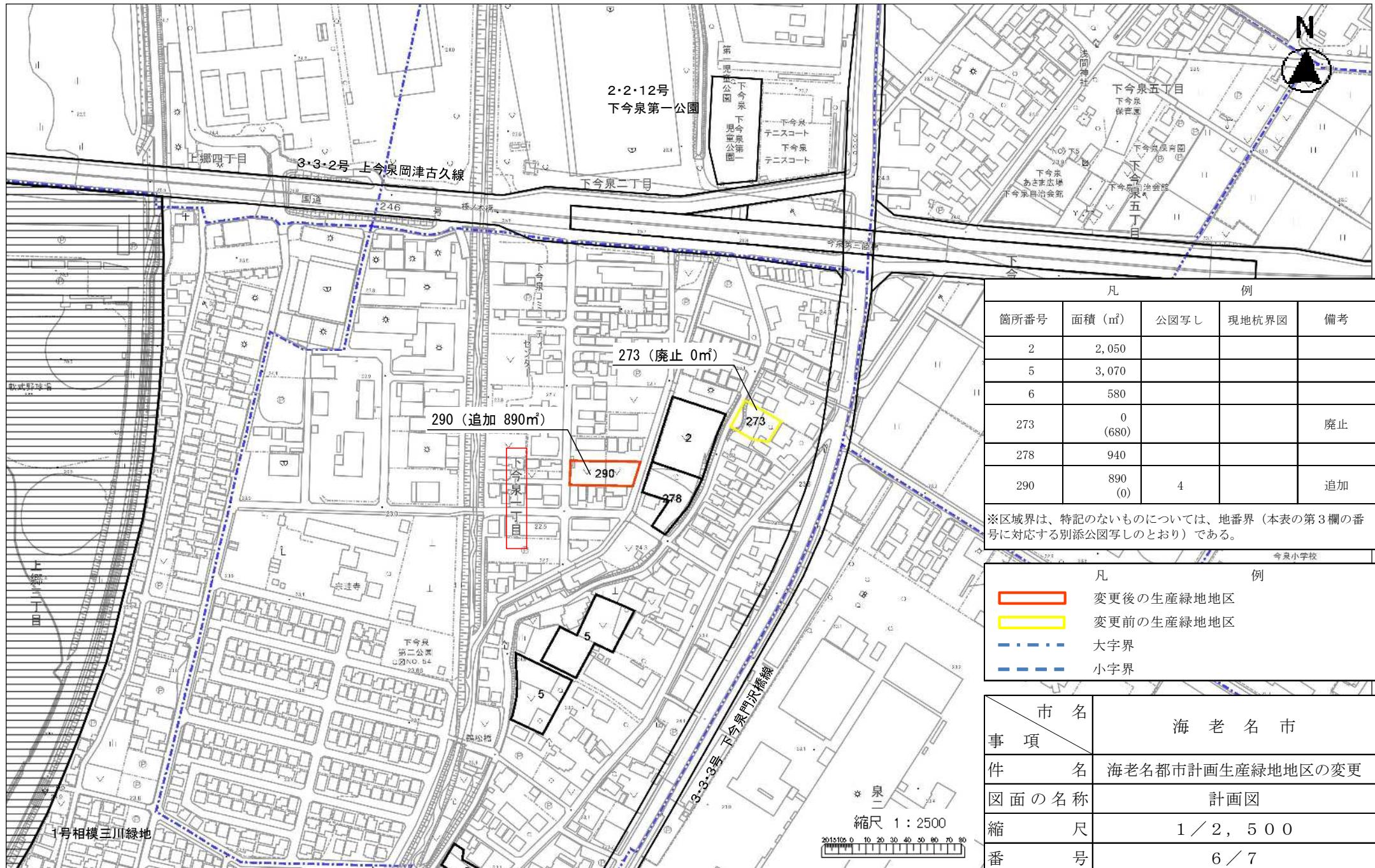
凡 例				
箇所番号	面積 (m <sup>2</sup> )	公図写し	現地杭界図	備考
126	690			
127	1,190			
128	2,680			
132	960			
134	1,010			
135	1,350			
136	940			
140	3,200			
141	1,110			
142	690			
143	1,240			
145	2,310			
146	670			
149	3,320			
150	0 (1,030)			廃止
151	2,110			
157	2,380			
257	1,280			
258	2,270 (2,620)	3		区域の縮小
283	1,120			
285	410			

\*区域界は、特記のないものについては、地番界（本表の第3欄の番号に対応する別添公図写しのとおり）である。

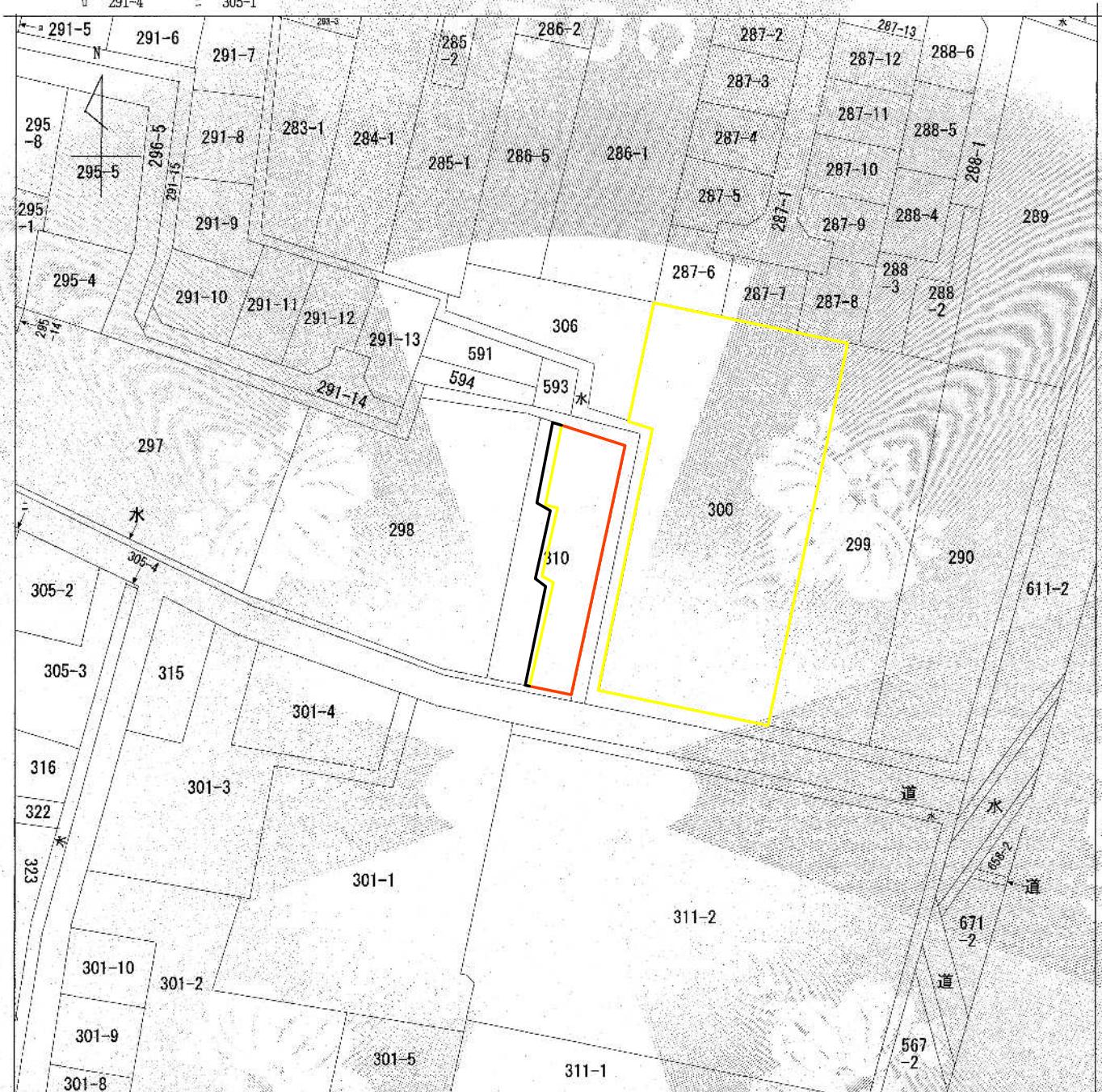
凡 例	
<span style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	変更後の生産緑地地区
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	変更前の生産緑地地区
<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"> </span>	大字界

市名	海老名市
事項	
件名	海老名都市計画生産緑地地区の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1 / 2,500
番号	4 / 7
作成年月日	令和6年 月 日









(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A  
B  
C  
D  
E  
F  
今里  
今里1丁目  
今里2丁目  
今里3丁目  
今里4丁目  
今里5丁目  
今里6丁目

請求部分	所在	海老名市今里一丁目			地番	310番													
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図												
作成年月日	昭和40年9月10日		備付年月日 (原図)				<table border="1"> <tr> <td>市名 事項</td><td>海老名市</td></tr> <tr> <td>件名</td><td>海老名都市計画生産緑地地区の変更</td></tr> <tr> <td>図面の名称</td><td>公図写し</td></tr> <tr> <td>縮尺</td><td>1 / 6 0 0</td></tr> <tr> <td>番号</td><td>2 / 6</td></tr> <tr> <td>作成年月日</td><td>令和6年 月 日</td></tr> </table>	市名 事項	海老名市	件名	海老名都市計画生産緑地地区の変更	図面の名称	公図写し	縮尺	1 / 6 0 0	番号	2 / 6	作成年月日	令和6年 月 日
市名 事項	海老名市																		
件名	海老名都市計画生産緑地地区の変更																		
図面の名称	公図写し																		
縮尺	1 / 6 0 0																		
番号	2 / 6																		
作成年月日	令和6年 月 日																		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

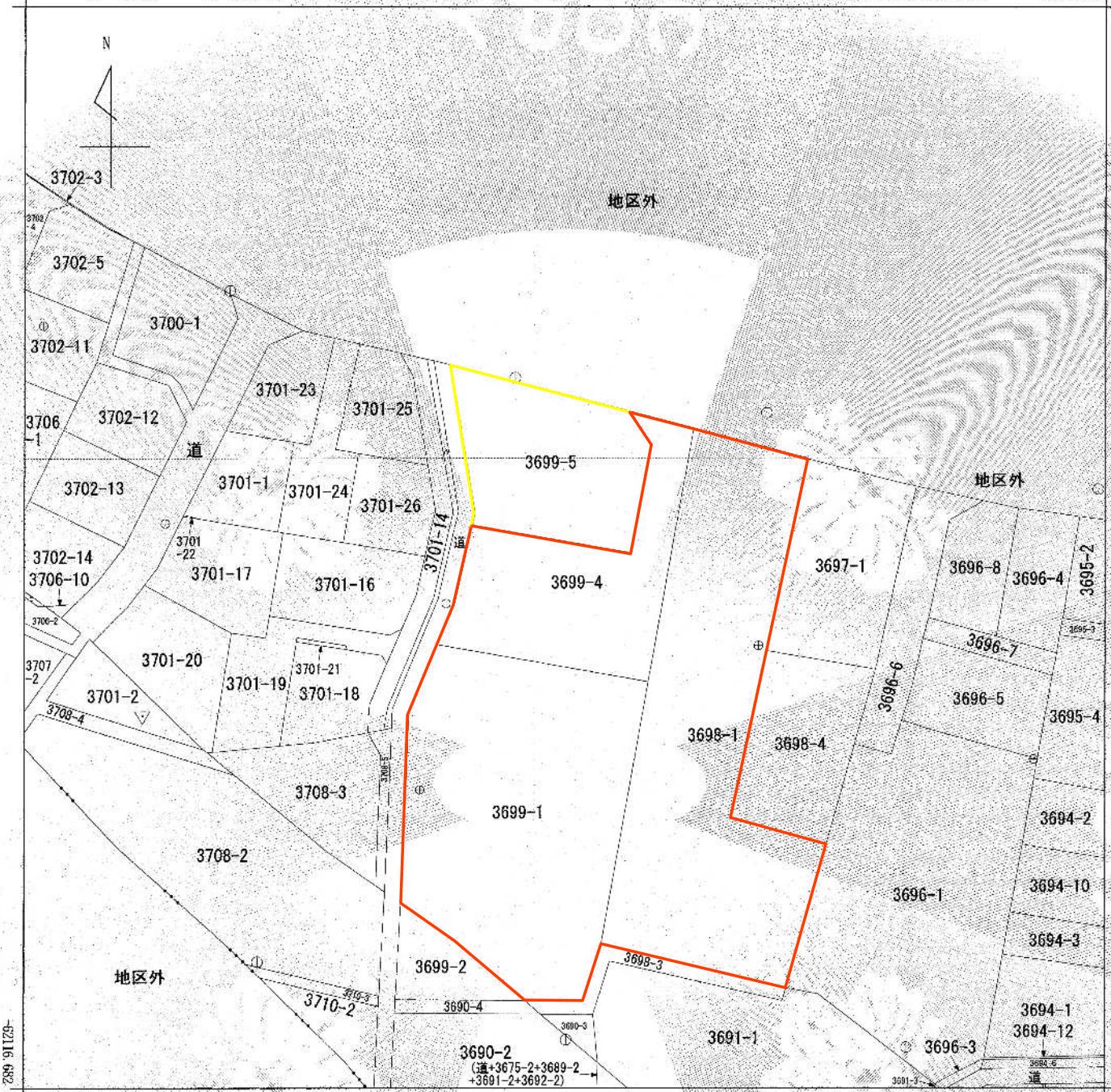
令和6年8月7日  
横浜地方法務局大和出張所

請求番号 : 32-2

(1/1)

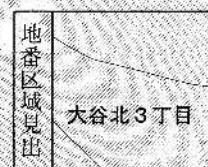
登記官

石川



-39650.518 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhyakutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	海老名市大谷北三丁目				地番	3699番4
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)
作成年月日				備付年月日 (原図)			
						市名 事項	海老名市
						件名	海老名都市計画生産緑地地区の変更
						図面の名称	公図写し
						縮尺	1 / 500
						番号	3 / 6
						作成年月日	令和6年 月 日

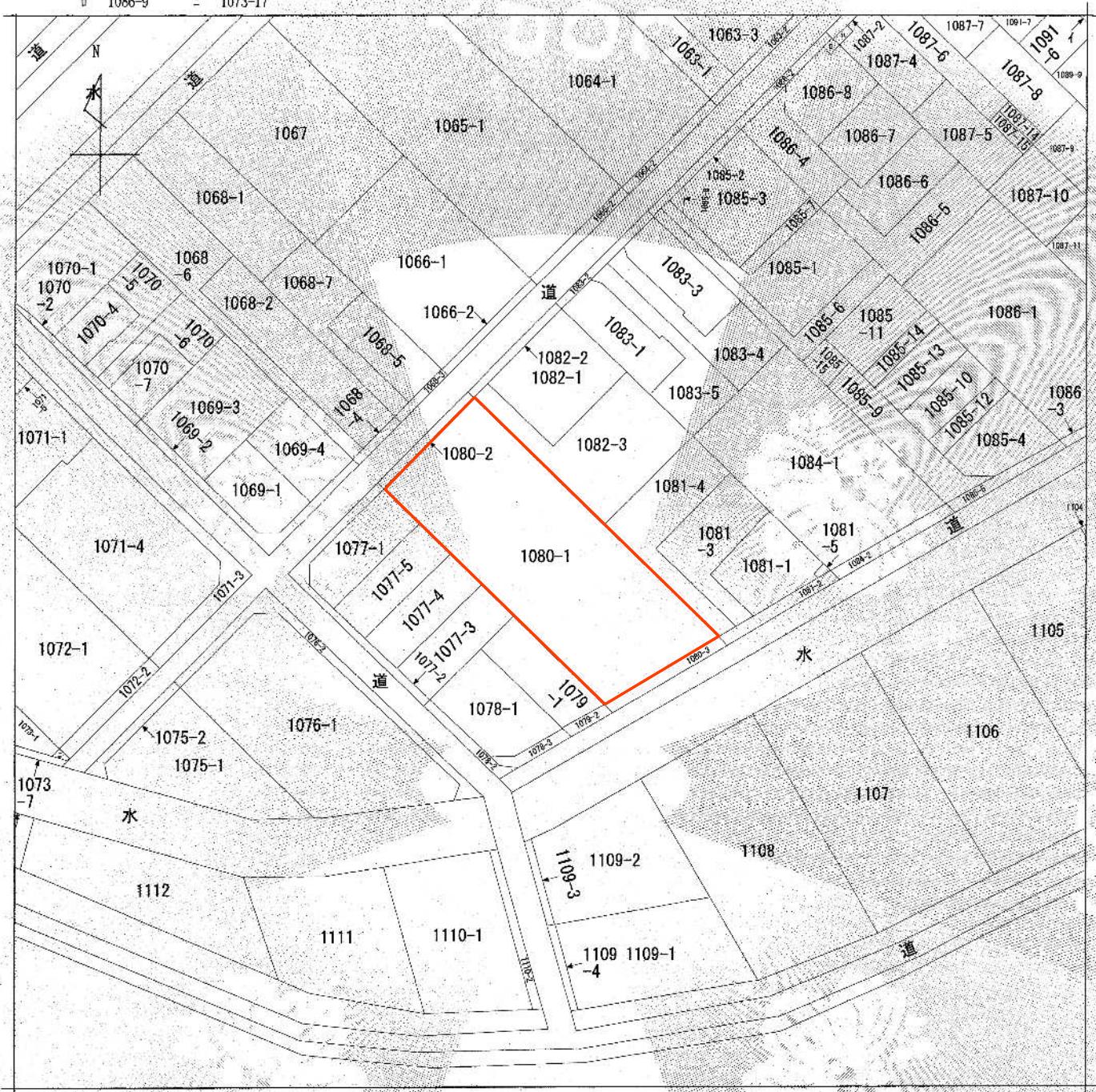
これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月7日  
横浜地方法務局人和出張所

登記官

請求番号 : 32-3

(1/1)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

下今泉 1丁目

請求部	所在	海老名市下今泉一丁目				地番	1080番1	
出力 縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	
作成年月日					備付年月日 (原図)		市名 事項	海老名市
件名: 海老名市下今泉一丁目地図の変更								

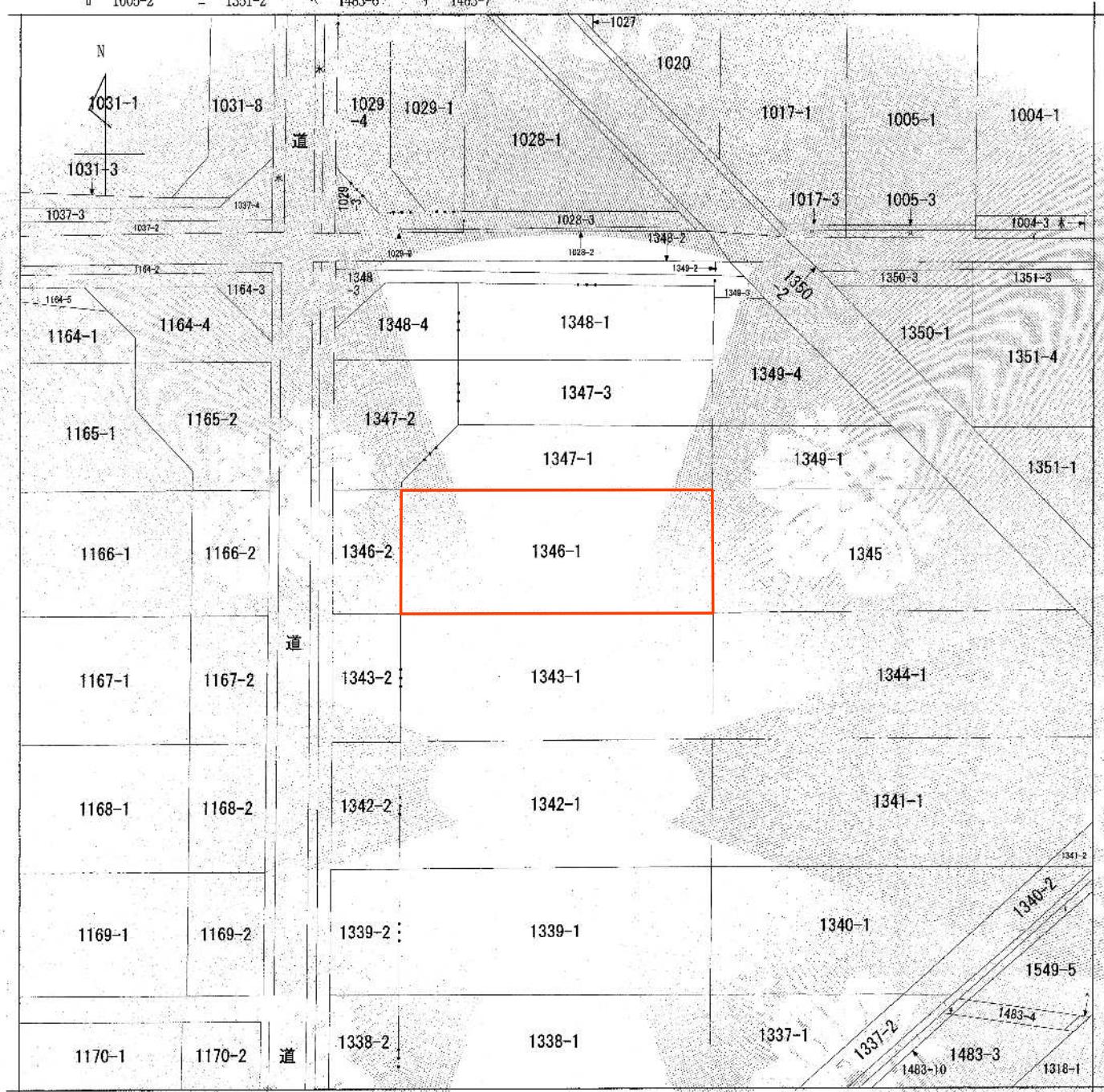
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月7日  
横浜地方法務局大和出張所

請求番号：32-4

(1/1)

市名	海老名市
事項	
件名	海老名都市計画生産緑地地区の変更
図面の名称	公図写し
縮尺	1/600
番号	4/6
作成年月日	令和6年 月 日



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 河原口5丁目  
B 河原口5丁目  
C 河原口5丁目  
D 河原口5丁目  
E 河原口1丁目

請求部	所在	海老名市河原口字相澤				地番	1346番1	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日			備付年月日(原図)			市名	海老名市	
				事項		件名	海老名都市計画生産緑地地区の変更	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

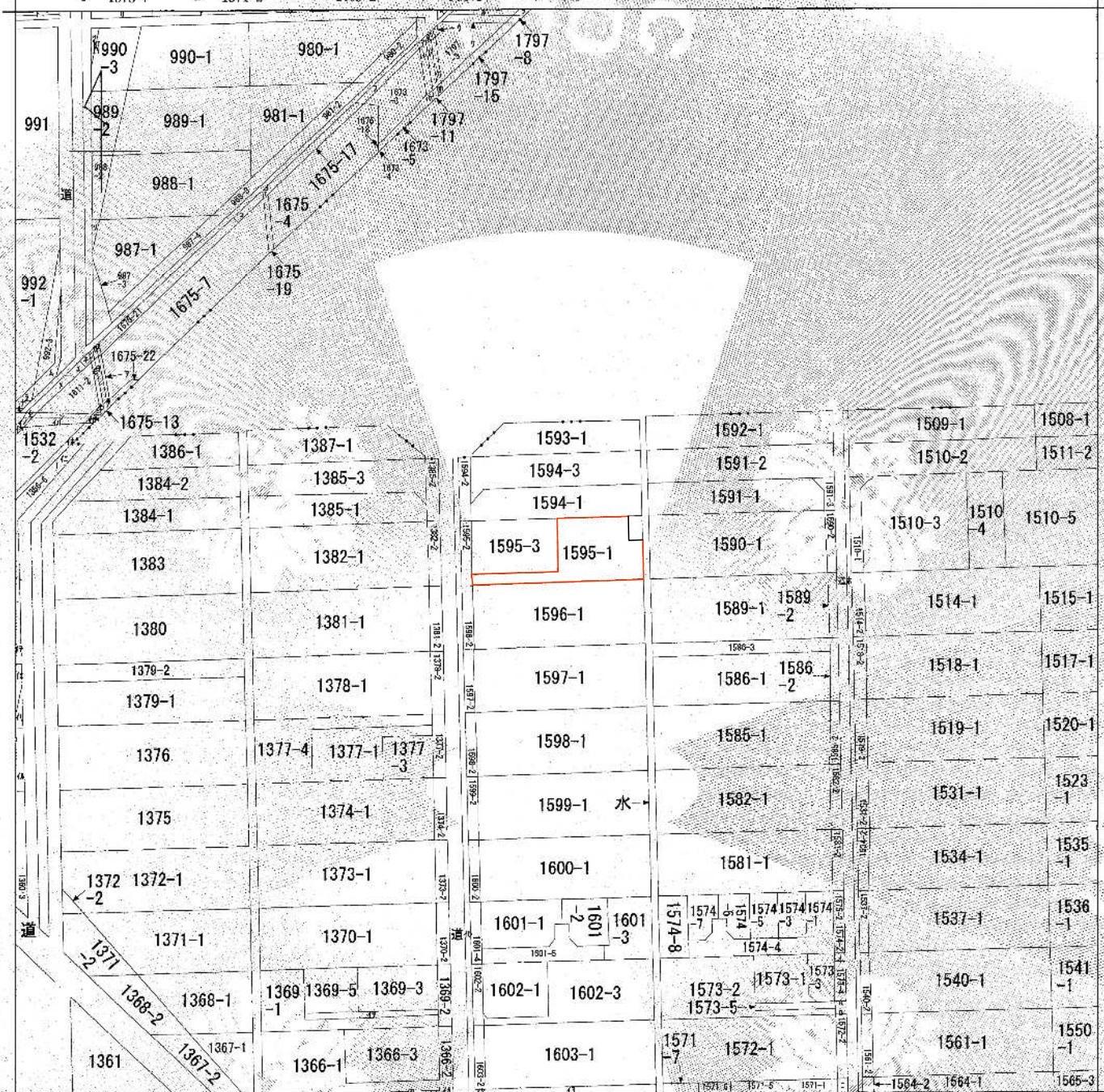
令和6年8月7日  
横浜地方法務局大和出張所  
登記官

請求番号: 32-5

(1/1)

石川

卷 1573-6 亜 1573-8 ホ 水 ト 963 ホ 964-2 ル 1838-6  
ロ 1573-7 ニ 1571-2 ヘ 1409-2 ハ 964-1 ノ 979 ツツ



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A black and white photograph showing a coastal area with a river mouth. The river flows from the interior towards the sea. The surrounding land is hilly and sparsely vegetated. A small town or cluster of buildings is visible near the water's edge.

請求部 分	所在	海老名市河原口字八反町				地番	1595番1	
		出力 縮尺	精度 区分	座標系 番号又 は記号	分類		地区に準ずる図面	種類
作成 年月日				備付 年月日 (原図)		市名 事項	海老名市	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月7日  
横浜地方法務局大和出張所

請求番号：32-6

(1/2)

登記官

石川毅

19

# 海老名都市計画生産緑地地区に係る 特定生産緑地の変更について

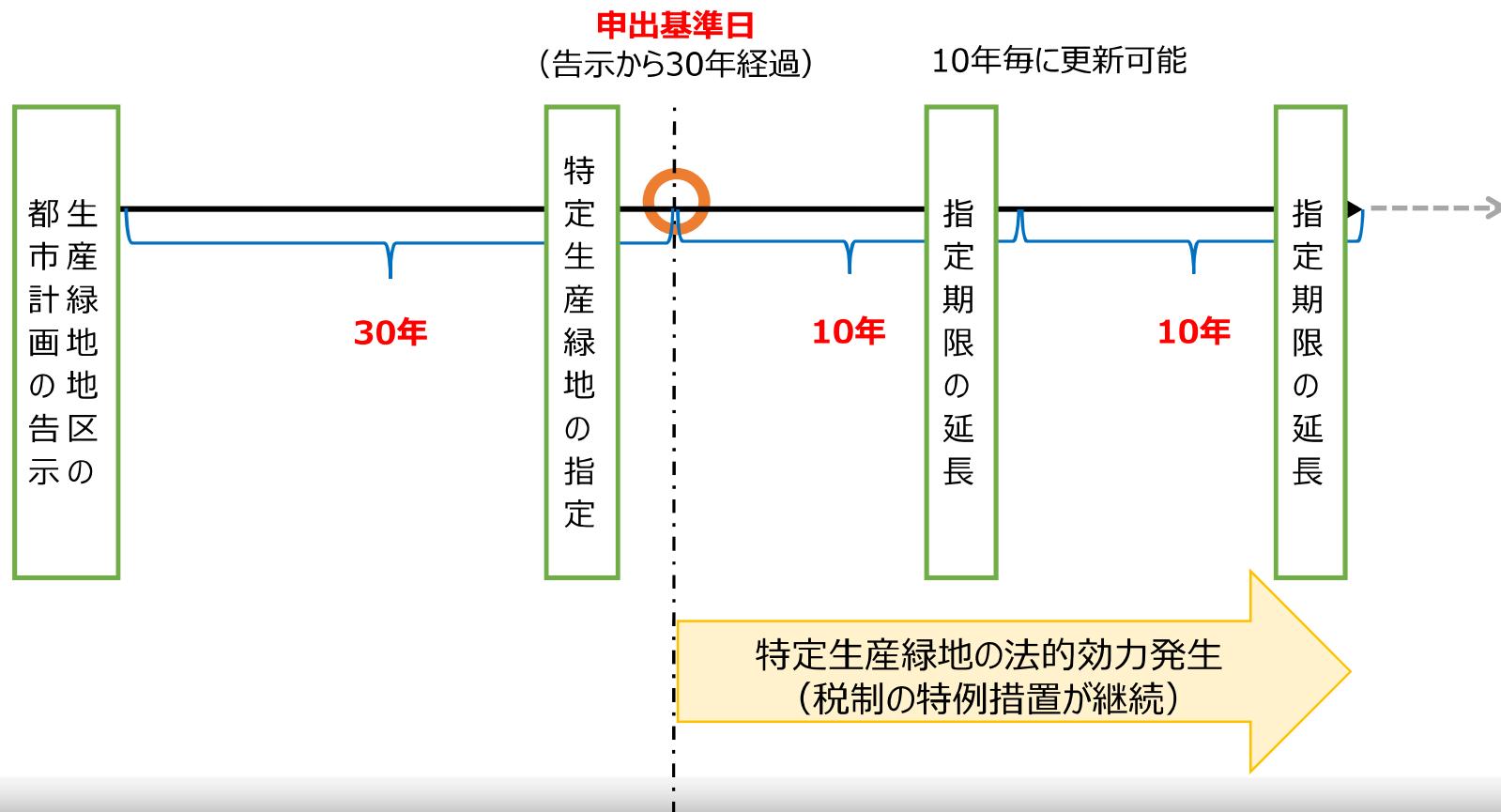
【報告】

令和6年11月29日（金）  
都市計画審議会

# 特定生産緑地とは

特定生産緑地とは、指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取申出が可能となる期日を10年延期したもの。

本市では、指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、当該日の2年前から指定手続きを進めています。



# 趣旨と特定生産緑地の指定要件について

## ■ 趣旨について

生産緑地法第10条の2第3項の規定により、市町村長は、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとすることは、**市町村都市計画審議会の意見を聴取する必要がある**とされています。今年度は**特定生産緑地の解除のみ**となります。よって、意見聴取は行わず、本審議会へ報告するものです。

## ■ 海老名市で定める特定生産緑地の指定要件

生産緑地法や国の考え方を踏まえ、市の指定要件を次のとおり定めています。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 生産緑地地区に指定されていること  |
| 2 | 当該生産緑地が、現に適切に継続して耕作されていることが確認できること  |
| 3 | 特定生産緑地に指定する部分の面積が、一団で300m <sup>2</sup> 以上の規模の区域であること                            |
| 4 | 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地であること   |
| 5 | その他の要件については、原則として海老名市生産緑地地区指定基準（平成30年12月18日。）及び海老名市生産緑地地区指定基準細目（令和5年4月1日。）に準じる。 |

# 特定生産緑地の指定手続きについて

	平成7年、8年指定の生産緑地所有者に対して、特定生産緑地指定の手続きに関する資料等送付（1件）						
令和6年6月17日	<table border="1"><tr><td>平成6年指定</td><td>意向確認済（対象者なし）</td></tr><tr><td>平成7年指定</td><td>意向確認済（対象者なし）</td></tr><tr><td>平成8年指定</td><td>全1件、送付1件</td></tr></table>	平成6年指定	意向確認済（対象者なし）	平成7年指定	意向確認済（対象者なし）	平成8年指定	全1件、送付1件
平成6年指定	意向確認済（対象者なし）						
平成7年指定	意向確認済（対象者なし）						
平成8年指定	全1件、送付1件						
令和6年7月16日～9月30日	特定生産緑地指定の申出を受付						
令和6年11月29日	<b>【本審議会】 特定生産緑地の解除（案）について【報告】</b>						
令和6年12月中（予定）	特定生産緑地の指定の変更及び解除の公示 農地等利害関係人への通知						

# 特定生産緑地の指定状況および変更（案）について

## ■ 特定生産緑地の指定状況（令和5年12月21日現在）

特定生産緑地 指定済	約20.3ha 約20.4ha	156箇所 160箇所
------------	--------------------	----------------

## ■ 特定生産緑地の変更（案）

特定生産緑地	約19.3ha 約19.4ha	150箇所 154箇所
--------	--------------------	----------------

## ■ 新旧対照表

新旧の別	面積	個所数
新	約19.3ha 約19.4ha	150 154
旧	約20.3ha 約20.4ha	156 160
増減	△1.0ha	△6

今年度は、特定生産緑地の指定はなく、解除及び縮小のみです。 5

# 特定生産緑地の変更（案）について

## （1）解除

生産緑地地区		位置	面 積	解除理由	図面番号
地区番号	指定年度				
8	H4年度	上今泉二丁目地内	2,530m <sup>2</sup>	主たる従事者の死亡に伴う 生産緑地地区の廃止	7
55	H4年度	国分北二丁目地内	700m <sup>2</sup>	主たる従事者の死亡に伴う 生産緑地地区の廃止	8
82	H4年度	今里一丁目地内	770m <sup>2</sup>	主たる従事者の死亡に伴う 生産緑地地区の廃止	9
88	H4年度	今里三丁目地内	2,720m <sup>2</sup>	主たる従事者の死亡に伴う 生産緑地地区の廃止	10
150	H4年度	大谷北四丁目地内	1,030m <sup>2</sup>	主たる従事者の死亡に伴う 生産緑地地区の廃止	11
168	H4年度	大谷南四丁目江地内	820m <sup>2</sup>	主たる従事者の故障に伴う 生産緑地地区の廃止	12

## （2）縮小

生産緑地地区		位置	面 積	解除理由	図面番号
地区番号	指定年度				
81	H4年度	今里一丁目地内	1,420m <sup>2</sup>	主たる従事者の死亡に伴う 生産緑地地区の縮小	9

特定生産緑地指定図

図面番号1/6



農地等の所在地：  
上今泉二丁目1610番1ほか5筆

凡例
生産緑地地区
特定生産緑地指定区域(指定済)
特定生産緑地解除区域(全部解除)

上今泉二丁目地内 生産緑地番号8



国分北二丁目地内 生産緑地番号55

特定生産緑地指定図

図面番号3/6

N



今里一丁目地内 生産緑地番号81,82



今里三丁目地内 生産緑地番号88

特定生産緑地指定図

図面番号5/6

N

農地等の所在地：  
大谷南四丁目3614番1

縮尺 1 : 2500

250m 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地指定区域(指定済)
- 特定生産緑地解除区域(全部解除)

大谷北四丁目地内 生産緑地番号150

11

特定生産緑地指定図

図面番号6/6



大谷南四丁目地内 生産緑地番号168

## 海老名市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正について

今回、規則で定めるごみ集積所の整備基準について、関連する海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則において、ごみの一部有料化・戸別収集制度から5年が経過し、集積所の維持管理や収集効率を踏まえた規則の一部改正があったことから、整合を図るため、海老名市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正を行うものです。

### 1 主な改正内容

条例施行規則第70条（ごみ集積所の整備基準）【別紙参照】

- (1) 住宅（共同住宅及び長屋を除く。）の建築を目的とした開発事業におけるごみ集積所の設置について、設置を必要とする最低計画戸数を4戸以上とする基準を追加
- (2) 前述（1）の基準追加に伴い、住宅（共同住宅及び長屋を除く。）の建築を目的とした開発事業におけるごみ集積所の設置を必要としない計画戸数を変更（旧：5戸以下 ⇒ 新：3戸以下）
- (3) ごみ集積所の規模について、電柱等の支障物が設けられることがあることから、面積の表記を有効面積とした

### 2 その他

規則の一部改正後は、周知期間を設けており、令和7年4月より適用

以 上

# 第8回線引き見直しに係る 進捗状況について（報告）

令和6年11月29日（金）  
令和6年度第3回都市計画審議会

# これまでの経緯

## (1) 本審議会への報告経過（第8回線引き見直し）

日 程	都市計画審議会	概 要
令和5年2月13日	令和4年度第4回都市計画審議会	取り組み開始報告
令和5年8月25日	令和5年度第2回都市計画審議会	都市計画手続きの進捗状況
令和6年2月15日	令和5年度第4回都市計画審議会	都市計画手続きの進捗状況
令和6年5月23日	令和6年度第1回都市計画審議会	海老名都市計画(案)の説明

## (2) これまでの取り組み状況

日 程	内 容
令和6年5月26日（日）	都市計画説明会
令和6年5月31日（金）	海老名都市計画(案)の申出
令和6年9月6日（金）～ 令和6年9月27日（金）	都市計画素案の閲覧(4件)及び公聴会公述申出(0件)※

※ 公聴会公述申出がなかったため、令和6年10月29日に予定していた公聴会は中止

# 〈参考〉都市計画の決定・変更一覧

区分	No.	案件（予定）
県決定案件	1	海老名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
	2	海老名都市計画 都市再開発の方針の変更
	3	海老名都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更
	4	海老名都市計画 区域区分の変更
市決定案件	1	海老名都市計画 用途地域の変更
	2	海老名都市計画 防火地域及び準防火地域の変更
	3	海老名都市計画 下水道の変更（第1号海老名公共下水道）

# 今後のスケジュール

